申請者が条例第８条第１号に該当しないことを誓約する書面

○○　　年　　月　　日

　広　島　市　長　様

誓約者（申請者）

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

（法人の場合代表者氏名）

　申請者が広島市土砂堆積等規制条例（以下「条例」という。）第８条第１号に該当しない（次の①～⑩のいずれにも該当しない）ことを誓約します。

1. 条例第２１条（第２号及び第３号を除く。）又は広島県土砂の適正処理に関する条例（以下「県条例」という。）第３２条第１項（第２号及び第３号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る広島市行政手続条例第１５条第１項又は[広島県行政手続条例（平成７年広島県条例第１号）第１５条](javascript:void(0);)に規定する通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は使用人（本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者である者をいう。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）
2. 条例第２２条の規定による命令に違反している者、同条の規定による命令に係る行為の停止期間を経過しない者又は県条例第３１条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により土砂堆積行為の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
3. 土砂堆積行為に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
4. 心身の故障により土砂堆積行為を適正に行うことができない者（精神の機能の障害により土砂堆積行為を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑤　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑥　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第３２条の３第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑦　県条例の規定（第２７条第３項（第２８条において準用する場合を含む。）、第３１条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は第３２条第３項）による必要な措置を講じない者

⑧　土砂堆積に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑦まで又は⑨のいずれかに該当する者

⑨　法人でその役員又は使用人のうちに①から⑦までのいずれかに該当する者のある者

⑩　個人でその使用人のうちに①から⑦までのいずれかに該当する者のある者